

第 25 回危険物海上運送基準検討会議事録（案）

1. 日時：平成 16 年 3 月 19 日（金） 14：30～16：30
2. 場所：国土交通省 3 号館 4 階特別会議室
3. 出席者：
（委員） 秋田委員長、朝倉、石綿、上原、内田、近藤、齋藤、佐宗、田村、西村、本庄、八十川、吉田各委員、黒越（半田委員代理）
（事務局） 富士原技術審議官、宮村安全技術調査官、高松船舶検査官、岩本検査測度課補佐、森検査測度課危険物審査官、峰本専門官、小芝専門官、松本係長、大井係員
4. 議事概要：
 - （1）技術審議官挨拶
 - （2）第 24 回危険物海上運送基準検討会議事録（案）（資料 25-2 関連）
各委員送付済のため、主な質疑等はなし。
 - （3）危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」という。）の改正及び今後の課題
事務局から、平成 15 年度の危規則の動向に関して、説明がなされた。
 - ①危険物船舶運送及び貯蔵規則の改正の概要（資料 25-3-1 関連）
本資料について、事務局から説明がなされた。主な質疑等は以下のとおり。
 - 9 ページ（資料 25-3-1）の「改正後」とはいつの改正か。
→平成 16 年 1 月 1 日の改正である。明確に記述する。
 - 離島航路に関する規定は、いつ制定されたものか。
→離島航路に関する規定がいつ制定されたかは分からないが、危険物に関する規則自体は昭和 9 年頃の制定である。
 - ②内航自動車渡船における甲板下積載禁止危険物の状況と今後の対応
（資料 25-3-2 関連）
本資料について、事務局から説明がなされワーキンググループが設置された（委員等の人選は委員長に一任）。主な質疑等は以下のとおり。
 - 特別措置は、火災、爆発、毒性など様々な問題がある。ワーキンググループには船の専門家から化学物質の専門家まで幅広い分野の人が必要である。
 - 甲板下積載が禁止される理由の一つは、ガスの充満である。甲板下積載する場合は、相応のハード要件（通風装置、監視装置等）が必要である。甲板上積載は、

非常時に即座に海中投棄できる、監視が容易等のメリットがある。

○海中投棄による海洋汚染を心配する声もあるが、人命を最優先することで国際的には合意されている。

○ワーキンググループの見通しがたった時点で基準検討会の審議が必要である。

③火薬類の容器及び包装の確認に対する今後の対応（資料25-3-3関連）

本資料について事務局の説明の後、火薬類の分類試験等に関する調査研究部会について、及び国連で検討されている火薬類の無試験分類方法についてそれぞれ説明がなされた。主な質疑等は次のとおり。

○無試験分類方法は、煙火のサイズや火薬量等のデータをもとに火薬の等級を決定する方法である。製造国と貯蔵国の等級の相違からオランダで煙火の大きな爆発事故があり、煙火の分類方法を見直すこととなった。

○煙火と花火は、どう違うのか。

→花火は俗称である。英語では、どちらも firework になる。

○内航で運ばれている火薬には煙火が多いのか。

→ダイナマイトのような産業用火薬は多く運ばれている。

（4）危険物の海上運送に関する国際的な動向

① I M O / 第 8 回 D S C 小委員会の報告（資料25-4-1）

本資料について事務局から説明がなされた。主な質疑等は以下のとおり。

○海洋汚染物質とは何か。

→海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められている。国際機関が定めた評価項目（毒性、人体への影響、海岸への障害等）により判断される。

② I M O / 第 8 回 B L G 小委員会の報告（資料25-4-2）

本資料について委員から説明がなされた。主な質疑等は以下のとおり。

○有害液体物質の汚染分類に関する日本案は妥当なものなのか。

→妥協案として提出したもので、一部修正する必要があると考えている。

③国連専門家委員会の報告（資料25-4-3）

本資料について委員から説明がなされた。主な質疑等はなし。

（5）その他の報告事項

①ジメチルエーテルのばら積み運送に関して（資料25-5）

本資料について事務局から参考として説明がなされた。主な質疑等はなし。